

覚 書

(以下「甲」という。)と舞鶴市(以下「乙」という。)とは、総合文化会館における貸館事業チケット販売業務について、以下のとおり覚書を取り交わすものとする。

(総則)

第1条 乙は、甲が実施する公演等のチケット販売業務を別紙「チケット販売業務要領」(以下「要領」という。)により実施するものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(委託料)

第3条 委託料の額は、別紙要領のとおりとする。

(委託料の支払い)

第4条 乙はチケットの販売が終了し売上金員と残券を整理したときは、要領 に定める委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項またはこの覚書の条項について疑義が生じたときは甲乙協議してこれを定める。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 舞鶴市字北吸1044番地
舞 鶴 市
舞鶴市長 鴨田 秋津